

月初六日、福建等処承宣布政使司の咨¹を承准す。称するに、礼部の相応^{あいま}に封襲を奏請すべし、等の因あるを蒙り、聖旨を奉ずるに、是なり、とあり。此れを欽む。欽遵し、続いて欽差の正使戸科給事中杜（三策）・欽差の副使行人司司正楊（掄）、国に到りて授封し行札するを題請するを蒙る、等の因あり。

此れを准け、擬するに合に員役を差遣して前赴し、迎接し護御すべし、等の情あり。此の為に、山形・水勢を慣諳せる都通事陳華を精択し、総管を帶領し、慣海の夷梢二十名を督率し、台に赴き告投せしむ。前駆を伏奉して貼駕し、以て舟人の諮詢の応対に備えしむ、等の情あり。此れに抛り合に照身を給して以て通行に便ならしむべし。今、仁字第二十四号半印勘合執照を給して付与し、存執して前去せしむ。如し沿途の津隘の驗実^しに遇わば放行し、稽留して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 陳華 人伴四名

管船火長一名 金思敬

慣船の夷梢二十名

崇禎三年（一六三〇）十月十日給す

注（一）咨（三三〇四）注（一）参照。

1-33-06

世子尚豊の、皇太子への慶賀のため王舅毛時耀等を遣わす執照（一六三一、三、一六）

琉球国中山王世子尚（豊）、東宮を慶賀する事の為にす。

今、特に王舅・正議大夫・使者・都通事等の官の毛時耀・鄭子孝等を遣わし、表箋を齎捧せしむ。船隻に坐駕し、進奉の方物の鍍金銅結束紅漆鞘靶腰刀二把・鍍金銅結束黒漆鞘靶腰刀二把・鍍金銅結束黒漆貼金鞘黒漆靶鎗六柄・練光蕉布二十四匹・両面満金扇一百把・両面満銀扇一百把・泥金描画帷屏一对を装運し、前来して慶賀す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、今、仁字第二十六号半印勘合執照を給し、存留通事梁廷幹等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘^{ところ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^しに遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開 赴京の

王舅一員 毛時耀 人伴一十三名

正議大夫一員 鄭子孝 人伴八名

使者一員 葉春耀 人伴五名

都通事一員 金応精 人伴四名

存留在船使者二員 蔡玉 呉得榮 人伴四名
存留在船通事一員 梁廷幹 人伴二名
管船火長・直庫二名 阮士元 馬喜
梢水共に六十四名
右の執照は存留通事梁廷幹等に付し、此れに准ぜしむ
崇禎四年（一六三一）三月十六日給す

執照

1-33-07

世子尚豊の、冊封使の迎接のため都通事林世政等を遣わす執照（一六三一、三、一六）

琉球国中山王世子尚（豊）、天使を迎接する事の為にす。

此れに拠るに前事あり。旧年（一六三〇）十月内、経に正義大夫蔡廬を差わし、梢卒を帶領し、迎接せしめ去後なるも、未だ批廻、示諭を蒙らず。大札の関る所、合行に接踵して奔迎し、奉候すべし。此の為に続いて員役を遣わし、咨を捧じ、福建等処承宣布政使司に前往して告授せしむ。起赴の欽差の正使戸科給事中杜（三策）・欽差の副使行人司司正楊（掄）を奉じ、俯伏して迎接するを請う、等の因あり。

此の為に都通事一員林世政を差わし、即便に文を捧じ、来朝の

船隻に附搭せしむ。合に就ち給照し、以て疏行に便ならしむべし。此の為に王府、今、仁字第二十七号半印勘合執照を給し、原遣の通事林世政に付し、収執して前去せしむ。如し津隘の去処の驗実に遇わば、即便に放行し、遅留して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 林世政 人伴四名

右の執照は都通事林世政に付し、此れに准ぜしむ

崇禎四年（一六三一）三月十六日給す

執照

注（一）奉候 貴人の御機嫌を伺う。

（二）疏行 疏は、さわりなく通る、の意。

1-33-08

世子尚豊の、冊封使の迎接のため正義大夫蔡延等を遣わす執照（一六三一、一〇、一一）

琉球国中山王世子尚（豊）、王爵を請封し愚忠を効し盛典を昭らかにする事の為にす。

崇禎四年（一六三一）七月二十一日、欽差の正使戸科右給事中